

平成 2 1 年度

法務省事後評価実施結果報告書

(要旨)

平成 2 2 年 9 月

法 務 省

## 目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成21年度事後評価実施結果報告書	
(1)	一般事業	
	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	6
	検察権行使を支える事務の適正な運営	7
	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	8
	保護観察対象者等の改善更生	9
	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施	10
	人権の擁護	11
	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	12
	出入国の公正な管理	13
	法務行政における国際協力の推進	14
(2)	成果重視事業	
	登記事務の適正円滑な処理	
	登記情報システム再構築事業	16
	地図管理業務・システムの最適化事業	17
	出入国の公正な管理	
	出入国管理業務の業務・システムの最適化	18

---

## 政策体系

### 基本政策

#### 政策

#### 施策

### I 基本法制の維持及び整備

1 **基本法制の維持及び整備**（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) **社会経済情勢に対応した基本法制の整備**（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応する刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 **司法制度改革の推進**（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）

(1) **総合法律支援の充実強化**（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) **裁判員制度の啓発推進**（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）

(3) **法曹養成制度の充実**（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(4) **裁判外紛争解決手続の拡充・活性化**（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(5) **法教育の推進**（法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。）

3 **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

(1) **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

## II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

(1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）

(2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

5 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）

(1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）

(2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）

(3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進**（過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。）

6 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

(1) **保護観察対象者等の改善更生**（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。）

(2) **犯罪予防活動の促進**（犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

(3) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その

病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようになる。）

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

### III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

### IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

### V 出入国の公正な管理

12 **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

- (1) **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

**VI 法務行政における国際化対応・国際協力**

13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

**VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**

14 **法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

## 平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年 8 月

担当部局名：大臣官房秘書課政策評価企画室  
民事局総務課、刑事局総務課企画調査室

<b>施 策 名</b>	社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (評価書5頁)		<b>政策体系上の位置付け</b> I-1-(1)
<b>施 策 の 概 要</b>	<p>情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応する刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。</p>		
<b>予 算 額</b>	平成21年度予算額：122百万円	<b>評 価 方 式</b>	総合評価方式
<b>政策評価の結果の概要</b>	<p>〔民事関係〕 平成13年度から平成21年度までに、破産法や民事訴訟法改正を始めとする合計22本の法律を成立させた。また、民法・商法等の条文を現代語化するなど、国民にとって、法令を理解、利用しやすくなる法整備も行った。 以上のように、これまでの整備活動は、我が国の経済活力の維持・向上や、国民に分かりやすい司法の実現に寄与したものと評価している。</p> <p>〔刑事関係〕 刑法の一部改正により、急増していた支払用カードの偽造等の犯罪を適切に処罰することが可能となり、クレジットカード不正使用被害額が減少した。また、国際捜査共助法等の改正により、迅速かつ確実な刑事共助が可能となった。 以上のように、これまでの整備活動は、社会経済情勢に対応した犯罪事象への的確な対応が一定程度可能となり、「事後チェック・救済型社会」の基盤形成に寄与したものと評価している。</p> <p style="text-align: center;">(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>〔民事関係〕 これまでの整備活動は、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化に寄与できたものとする。 しかし、例えば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど、今後も対応を必要とする課題は多い。そこで、これまでの取組も踏まえ、平成22年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていく。</p> <p>〔刑事関係〕 支払用カードに関する犯罪や国際犯罪への適切な対応が可能となり、一定の効果があるが、今後も以下のとおり検討していくこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 更なる捜査共助の推進を図るため、我が国と関係の深い国との間における刑事共助条約の早期締結に向けた作業を進めるほか、必要に応じた国際捜査共助法の改正等について検討する。</li> <li>2 サイバー関係の法整備及び強制執行妨害関係の罰則整備に関し、過去の国会における議論の状況等を踏まえ、どのような法整備が必要かについて検討する。</li> <li>3 両罰規定の漸進的整備とは別に、企業の刑事責任や法人制裁の在り方一般を更に見直す必要があるか等について検討する。</li> </ol>		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>
	規制改革推進のための3か年計画	平成19年6月22日	I-9-(1) 民事・刑事の基本法制の整備 「社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。」
	「国民を守る情報セキュリティ戦略」	平成22年5月11日	IV-2-(5)-①サイバー空間の安全性・信頼性を向上させる制度の検討等 「サイバー犯罪条約の早期締結に向けて必要な検討を進め、また、コンピュータ・ウイルス関連の法改正等の法整備を推進する」

## 平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：大臣官房司法法制部審査監督課

<b>施策名</b>	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (評価書81頁)	<b>政策体系上の位置付</b> I-2-(4)																		
<b>施策の概要</b>	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）の趣旨に従い、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため、裁判外の紛争解決手続について、その拡充・活性化を図る。																			
<b>予算額</b>	平成21年度予算額：14百万円	<b>評価方式</b> 実績評価方式																		
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>司法制度改革審議会意見書は、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言しており、これを実現するためには、認証紛争解決事業者数を増加させる必要がある。</p> <p>民間事業者が行う裁判外紛争解決手続が公正かつ適正に実施されるには、認証申請に対する審査事務を厳格に行う必要があるが、多岐に渡る審査項目を効率的に審査するため、申請書のフォーマットや申請書作成の留意事項を含む資料集を配付したり、認証業務処理システムを使用するなどして事務の効率化を図っている。</p> <p>認証制度が実施された平成19年4月以降、毎年度、前年度増の目標を達成しているだけでなく、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者が増加することにより、認証紛争解決事業者の多様化が進んでいる。よって、所期の効果は発現しているといえる。</p> <p><b>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</b></p> <p>全国的に見れば認証紛争解決事業者数は未だ十分とはいえないため、本施策については、引き続き実施していく必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"><b>達成目標</b></td> </tr> <tr> <td colspan="6">紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、認証紛争解決手続（かいけつサポート）の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者）の数を増加させる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指標</td> <td style="text-align: center;">民間紛争解決手続の業務の認証数</td> <td style="text-align: center;">目標値等</td> <td style="text-align: center;">対前年度増</td> <td style="text-align: center;">測定結果</td> <td style="text-align: center;">平成19年度：10件 平成20年度：16件 平成21年度：39件</td> </tr> </table>		<b>達成目標</b>						紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、認証紛争解決手続（かいけつサポート）の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者）の数を増加させる。						指標	民間紛争解決手続の業務の認証数	目標値等	対前年度増	測定結果	平成19年度：10件 平成20年度：16件 平成21年度：39件
<b>達成目標</b>																				
紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、認証紛争解決手続（かいけつサポート）の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者）の数を増加させる。																				
指標	民間紛争解決手続の業務の認証数	目標値等	対前年度増	測定結果	平成19年度：10件 平成20年度：16件 平成21年度：39件															
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>																	
	司法制度改革審議会意見書	平成13年6月12日	裁判外の紛争解決手段（ADR）（中略）が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。																	
	司法制度改革推進計画	平成14年3月19日	総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。																	



## 平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：刑事局総務課企画調査室

<b>施策名</b>	検察権行使を支える事務の適正な運営 (評価書94頁)	<b>政策体系上の位置付け</b>	Ⅱ-4-(2)																																																						
<b>施策の概要</b>	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。																																																								
<b>予算額</b>	平成21年度予算額：3,007百万円	<b>評価方式</b>	実績評価方式																																																						
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>〔達成目標1及び2〕                  外国人が関与する事件数は依然として高い水準で推移しており、また、犯罪被害者の保護・支援について種々の施策を強力に進めていくことが求められている中で、検察が「世界一安全な国」の復活に寄与し、国民の期待にこたえていくためには、その活動が社会情勢の変化に対応したものでなければならないことから、通訳人及び被害者支援員に対する効果的な研修を実施する必要性が認められる。                  また、中央で研修を行うことにより、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図るとともに、コストを最小限に抑えており、効率性が高いと認められる。                  事後アンケート結果によっても、研修員の資質向上に資するものであったと考えられ、有効性が認められる。</p> <p>〔達成目標3〕                  検察が国民に身近な存在として、その期待と信頼にこたえていくためには、検察の使命や役割等について、国民の正しい理解を得ることが必要不可欠であることから、広報活動を積極的に実施する必要性が認められる。                  そして、検察庁において、できる限りの機会を通じて、職員が自ら説明を行う広報活動の実施、全国統一的なパンフレットの作成等をした。その結果、多くの国民の検察に対する理解が深まったものと考えられ、効率性・有効性が認められる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>〔達成目標1及び2〕                  今後とも、アンケート調査結果等も踏まえ、カリキュラムや講師の選定等に配慮し、より効果的な施策を進めていくこととする。</p> <p>〔達成目標3〕                  今後も引き続き幅広い層の国民に対して、検察広報活動を積極的に実施するとともに、検察庁ホームページの充実を図る。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"><b>達成目標1</b></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指標</td> <td style="text-align: center;">研修参加者に対するアンケート調査</td> <td style="text-align: center;">目標値等</td> <td style="text-align: center;">研修を有意義とする回答を90%超</td> <td style="text-align: center;">測定結果</td> <td style="text-align: center;">50名中46名(92.0%)が有意義である旨回答</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"><b>達成目標2</b></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指標</td> <td style="text-align: center;">研修参加者に対するアンケート調査</td> <td style="text-align: center;">目標値等</td> <td style="text-align: center;">研修を有意義とする回答を90%超</td> <td style="text-align: center;">測定結果</td> <td style="text-align: center;">53名中51名(96.2%)が有意義とする旨回答</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"><b>達成目標3</b></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指標</td> <td style="text-align: center;">広報活動の実施回数</td> <td style="text-align: center;">目標値等</td> <td style="text-align: center;">1,200回超</td> <td style="text-align: center;">測定結果</td> <td style="text-align: center;">1,339回実施</td> </tr> </table>			<b>達成目標1</b>						適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。						指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超	測定結果	50名中46名(92.0%)が有意義である旨回答	<b>達成目標2</b>						犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。						指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超	測定結果	53名中51名(96.2%)が有意義とする旨回答	<b>達成目標3</b>						検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する。						指標	広報活動の実施回数	目標値等	1,200回超	測定結果	1,339回実施
<b>達成目標1</b>																																																									
適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。																																																									
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超	測定結果	50名中46名(92.0%)が有意義である旨回答																																																				
<b>達成目標2</b>																																																									
犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。																																																									
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超	測定結果	53名中51名(96.2%)が有意義とする旨回答																																																				
<b>達成目標3</b>																																																									
検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する。																																																									
指標	広報活動の実施回数	目標値等	1,200回超	測定結果	1,339回実施																																																				
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>																																																						
	犯罪被害者等基本法	平成16年法律第161号	保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)																																																						
	犯罪被害者等基本計画	平成17年12月	職員等に対する研修の充実等(V-第2-3-(1)-イ)																																																						
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	犯罪防止のための教育及び広報啓発の推進(第2-1-⑧) 有能な通訳人の育成(第3-4-⑤)																																																						

## 平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：矯正局成人矯正課

<b>施策名</b>	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (評価書122頁)	<b>政策体系上の位置付け</b> Ⅱ-5-(1)		
<b>施策の概要</b>	研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。			
<b>予算額</b>	平成21年度予算額：4,306百万円	<b>評価方式</b> 実績評価方式		
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b> 〔達成目標1及び2〕 国の治安及び平穏な国民生活の確保の観点から、刑事施設には適正な保安警備が要請される場所、保安事故等の未然防止や、天災事変や保安事故等の発生時の適時適切な対応のため、職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備等の推進及びその効果的な活用を図る必要が認められる。 管区機動警備隊の集合訓練については、国の施設を利用するなどコスト面にも配意し、各管区ごと1か所に集合させて集中的・効果的に訓練しており、効率性・有効性が認められる。訓練の実施状況については、ほぼ目標値を達成し、また、訓練参加者を対象としたアンケート調査によって得られた回答中、訓練を有意義とするものは目標とした90パーセントを上回った。 総合警備システムは、保安警備体制の維持に必要な警備基盤であり、警備上、また、職員及び被収容者の身体的安全と職員の勤務負担軽減に大きな効果を出しているところ、同システムについては一般競争入札を行い、低コストとなるよう整備している。同システム・携帯ビデオカメラによる録画の導入により、被収容者による職員に対する襲撃等への速やかな対処、同事案の採証活動、自殺事故の未然防止等、初期対応が迅速に行われ最小限で食い止めた事例は多く、その効率性・有効性が認められる。全国刑事施設22庁に総合警備システム等の警備機器を整備し、被収容者による他害行為等が発生し、職員が実力を行使した場合等の約99パーセントの事案において、録画することができた。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等) これらの政策には必要性、効率性及び有効性が認められ、平成22年度においても、より効率化・充実化するための取組を実施していくこととする。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p>			
	<b>達成目標1</b>			
	保安警備に関する訓練等を通じて、職員の職務執行力の向上を図る。			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">測定指標 ①管区機動警備隊の集合訓練実施回数・参加者数 ②訓練参加者へのアンケート</td> <td style="width: 33%;">目標値等 ①前年度実績の維持 ②訓練を有意義と評価する回答を90%超</td> <td style="width: 33%;">測定結果 ①全国で7回、323名を対象に訓練を実施し、前年度実績(8回、327名)を若干下回ったものの、目標値をほぼ達成した。 ②アンケート調査の結果、訓練を有意義とする回答は約97%であった。</td> </tr> </table>	測定指標 ①管区機動警備隊の集合訓練実施回数・参加者数 ②訓練参加者へのアンケート	目標値等 ①前年度実績の維持 ②訓練を有意義と評価する回答を90%超	測定結果 ①全国で7回、323名を対象に訓練を実施し、前年度実績(8回、327名)を若干下回ったものの、目標値をほぼ達成した。 ②アンケート調査の結果、訓練を有意義とする回答は約97%であった。
測定指標 ①管区機動警備隊の集合訓練実施回数・参加者数 ②訓練参加者へのアンケート	目標値等 ①前年度実績の維持 ②訓練を有意義と評価する回答を90%超	測定結果 ①全国で7回、323名を対象に訓練を実施し、前年度実績(8回、327名)を若干下回ったものの、目標値をほぼ達成した。 ②アンケート調査の結果、訓練を有意義とする回答は約97%であった。		
<b>達成目標2</b>				
総合警備システムの整備の推進及び各種警備用機器の効果的な活用等を図る。				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">測定指標 ①総合警備システムの更新整備施設数 ②実力行使場面等の携帯カメラによる録画</td> <td style="width: 33%;">目標値等 ①総合警備システムの刑事施設21施設への整備 ②録画できた事案の割合を90%超</td> <td style="width: 33%;">測定結果 ①総合警備システムの整備施設数は19庁だったが、その他3庁に総合警備システムのうち巡回システムを整備し、全国刑事施設22庁に警備機器を整備した。 ②録画すべき案件16,017件中、録画できなかった件数は145件であり、録画できた事案の割合は約99%だった。</td> </tr> </table>	測定指標 ①総合警備システムの更新整備施設数 ②実力行使場面等の携帯カメラによる録画	目標値等 ①総合警備システムの刑事施設21施設への整備 ②録画できた事案の割合を90%超	測定結果 ①総合警備システムの整備施設数は19庁だったが、その他3庁に総合警備システムのうち巡回システムを整備し、全国刑事施設22庁に警備機器を整備した。 ②録画すべき案件16,017件中、録画できなかった件数は145件であり、録画できた事案の割合は約99%だった。	
測定指標 ①総合警備システムの更新整備施設数 ②実力行使場面等の携帯カメラによる録画	目標値等 ①総合警備システムの刑事施設21施設への整備 ②録画できた事案の割合を90%超	測定結果 ①総合警備システムの整備施設数は19庁だったが、その他3庁に総合警備システムのうち巡回システムを整備し、全国刑事施設22庁に警備機器を整備した。 ②録画すべき案件16,017件中、録画できなかった件数は145件であり、録画できた事案の割合は約99%だった。		
<b>関係する施政方針演説等内(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>	
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	治安関係施設等の整備(第7-1-⑦)	

## 平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：保護局参事官室

<b>施策名</b>	保護観察対象者等の改善更生 (評価書133頁)	政策体系上の位置付け Ⅱ-6-(1)	
<b>施策の概要</b>	保護観察対象者等の改善更生を図るため、保護観察処遇の充実強化、更生保護施設の積極的な活用による保護観察対象者等の自立更生の促進等の施策を実施する。		
<b>予算額</b>	平成21年度予算額：11,099百万円	<b>評価方式</b> 実績評価方式	
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<b>【評価結果の概要】</b> 〔達成目標1及び2〕 保護観察対象者等の改善更生を図るため、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施、性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施、就労支援の実施、社会参加活動の実施、更生保護施設の積極的な活用等の施策を推進したところ、一部測定指標の目標値を達成できなかった施策もあるが、その背景となる現下の経済情勢や対象となる保護観察対象者の減少等の事情を勘案すると、総合的にいずれの施策もその必要性・効率性・有効性が認められる。		
	(評価結果の今後の政策への反映の方向性等) これらの結果を踏まえ、引き続き、覚せい剤事犯保護観察対象者及び性犯罪保護観察対象者に対する処遇の充実、保護観察対象者等に対する就労支援の充実・社会参加活動の実施、更生保護施設の積極的な活用等の施策を推進していく。		
	<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b>		
	<b>達成目標1</b>		
	保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。		
	指標1	覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員	目標値等 対前年増 測定結果 3,154人 (前年3,640人)
	指標2	性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化	目標値等 受講者の問題性の低下 測定結果 3.1点 (受講前6.9点)
	指標3	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等 対前年減 測定結果 23.7% (前年19.8%)
	指標4	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等 前年度の数を維持 測定結果 275か所 (前年292か所)
	<b>達成目標2</b>		
更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。			
指標1	全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)	目標値等 対前年度増 測定結果 75.4% (前年度75.0%)	
指標2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST、酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数	目標値等 対前年度増 測定結果 8,390人 (前年度7,954人)	
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>	
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月 第2-2-③〈福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施〉、第2-2-④〈刑務所出所者等の就労先の確保〉、第2-2-⑤〈入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施〉、第2-2-⑧〈保護観察における処遇の充実強化〉、第4-4-③〈薬物乱用防止に向けた取組の推進〉	

## 平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：公安調査庁総務部総務課

施 策 名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (評価書145頁)		政策体系上の位置付け Ⅱ-7-(1)
施 策 の 概 要	破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(以下「団体規制法」という。)に基づき、破壊的団体の規制に関する調査、処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全を図る。		
予 算 額	平成21年度予算額：2,577百万円	評 価 方 式	総合評価方式
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>1 オウム真理教(以下「教団」という。)に対する観察処分を厳正に実施するため、必要な調査を行ったほか、教団施設に対する立入検査、教団からの報告徴取を実施した。立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接見分できることから、教団の実態把握と教団から徴取した報告の真偽を確認する手段として、効率性ばかりではなく有効性の高い措置でもある。</p> <p>また、再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上においても有効性の高い措置であると考え。</p> <p>さらに、関係地方公共団体の長からの要請に基づく調査結果の提供については、提供先から一定の評価を得るとともに、継続的に要請を受けていることから、施策の効果が認められる。意見交換会についても、地域住民から継続的に開催を求める声もあり、このような継続開催の要望は、地域住民の教団に抱く不安感の表れであるとともに、同交換会の有益性及び必要性について地域住民の理解が得られた結果であるものと認識している。</p> <p>2 破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報の提供に関しては、北朝鮮の核実験及びミサイル発射事案等に際して特別調査体制を敷くなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応した。</p> <p>また、緊急性の高い情報は随時、政府・関係機関に直接提供したところ、提供先から更に継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得られたと考える。</p> <p>さらに、その他の情報については、各種資料を作成して配付したり、ホームページに掲載するなどした。このように、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行ったと考える。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>1 教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いており、その不安感を払拭する必要があることから、更に教団の活動状況及び危険性を解明するため、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施する。</p> <p>2 「官邸における情報機能の強化の方針」(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)等に基づき、これまでと同様、我が国及び国民の安全・安心を確保することに寄与するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していく必要がある。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 第164回国会内閣総理大臣施政方針演説	年月日 平成18年1月20日	記載事項(抜粋) テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。

## 平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：人権擁護局総務課

<b>施策名</b>	人権の擁護 (評価書154頁)	<b>政策体系上の位置付け</b> Ⅲ-10-(1)
<b>施策の概要</b>	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。	
<b>予算額</b>	平成21年度予算額：3,582百万円	<b>評価方式</b> 総合評価方式
<b>政策評価の結果の概要</b>	<p>1 人権啓発フェスティバル及びハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」については、高評価率が90パーセント以上であることから、人権問題についての関心や理解への深まりや偏見・差別を解消するという所期の目的に対し、十分な効果があったと評価できる。また、全国中学生人権作文コンテストについては、全中学校数の半数以上の中学校から応募があり、しかも、平成21年度は過去最高の応募者数となったところであり、中学3年間で全中学生の半数以上が作文を書き、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めたと考えられることから、十分な効果があったと評価できる。さらに、人権週間に合わせて、街頭啓発を始め、講演会・シンポジウム型、ミニフェスティバル型、パネル等展示型の各種啓発活動を、各地の法務局・地方法務局や人権啓発活動ネットワーク協議会が中心となって実施した。これらの啓発活動については、いずれも参加者から高い評価を得ており、十分な効果があったと評価できる。街頭啓発型の啓発活動については、主に卓上カレンダー等手元に長く残る工夫をした啓発物品を配布し、人権尊重の理念や相談電話番号の周知を図っており、一定程度の効果があったと評価できる。</p> <p>2 児童、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者やパートナーからの暴力、自殺にいたるような深刻な「いじめ」、インターネットを利用した人権侵害等の人権問題は大きな社会問題となっている状況を踏まえると、これらの問題について、緊急に施策を講じる必要があり、平成21年においては、①「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の活用、②「子どもの人権SOSミニレター」の全国の小・中学生への配布、③社会福祉施設等における特設相談所の開設等の施策により257,275件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案21,309件については人権侵犯事件として対応したことから、実効的な被害者救済に役立つものとして、効果的であったと評価できる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>1 講演会・シンポジウム型及びミニフェスティバル型の啓発活動においては、全体の参加者数の増加を目指すとともに、20代、30代といった若年層の参加者数を増加させる方策、若しくは、20代、30代を主なターゲットとした他の事業を実施するなど、幅広い世代に人権尊重の理念が行きわたるための方策を検討する。 また、内閣府行政刷新会議において、政府の広報・イベント経費は、費用対効果の徹底的な検証をする方向で取り組むよう指摘されており、イベントの要素を取り入れた啓発活動について、その効果を検証し、実施方法等の見直しについて検討する。</p> <p>2 また、人権侵犯事件の端緒を把握する人権相談体制の充実強化は、人権侵害による被害者の実効的救済のために必要不可欠であり、人権相談体制の周知等に努めるとともに、国民にとってより一層相談しやすい環境の整備に努めるなど、本施策を推進していく必要がある。</p>	
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	施政方針演説等	年月日 記載事項(抜粋)

## 平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：大臣官房訟務企画課

<b>施策名</b>	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 (評価書192頁)		<b>政策体系上の位置付け</b>
			IV-11-(1)
<b>施策の概要</b>	<p>訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的利用の促進のための種々の施策を実施することにより、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正・迅速な処理を行い、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p>		
<b>予算額</b>	平成21年度予算額：1,938百万円	<b>評価方式</b>	総合評価方式
<b>政策評価の結果の概要</b>	<p>国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正・迅速な処理を行うためには、訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用を促進する必要がある。</p> <p>訟務組織における人的・物的体制の充実・強化については、①準備書面作成支援システムの充実、②新たに導入したテレビ会議装置の活用による争点整理等に要する時間の短縮、準備書面等の作成の効率化、③各種会議等の開催による訟務担当者の能力向上への寄与を図った。また、法律意見照会制度の積極的な利用の促進については、④所管行政庁等に対する法律意見照会制度の周知による利用促進、⑤法律意見照会事例集の活用による担当者の事務処理能力向上を図った。</p> <p>ところで、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護し、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律に基づいた行政活動の実施に、より一層寄与することとなり、その必要性は大いに認められるところである。</p> <p>また、上記に掲げた施策を実施することは、訟務組織がこれまでに蓄積してきた裁判を適正・迅速に処理するためのノウハウをより一層向上させているということができる。このことは、限られた行政資源で適正・迅速な訴訟追行を可能にしたという点で効率的である。</p> <p>上記に掲げた施策の実施により、本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率(87.6パーセント)は前年度(84.2パーセント)を上回っている。これは、上記目標を実現するためのいずれの施策も訴訟追行の適正・迅速化に直接的・間接的に一定の効果として反映されたものと考えられ、それぞれの施策が的確かつ有効な手段であったといえる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>上記諸施策の必要性、効率性、有効性のいずれも相応に評価することができることから、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正・迅速な処理のため、引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実・強化を図る。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を実施する。</p>		
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項(抜粋)</b>
	第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成17年1月21日	国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

## 平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成25年度（平成22年度は中間報告） 担当部局名：入国管理局総務課入国管理企画官室

施 策 名	出入国の公正な管理 (評価書199頁)		政策体系上の位置付け V-12-(1)
施 策 の 概 要	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。		
予 算 額	平成21年度予算額：12,653百万円	評 価 方 式	総合評価方式
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>1 不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組          出入国管理行政に対しては、在留管理と違法行為への取締りをより厳正かつ効果的に行うと同時に、適法に我が国に滞在する外国人が適正な行政サービスを楽しむことができ、日本人と安心して共生できる社会を構築することが求められているところ、その基盤となる新たな在留管理制度の構築に向けた法改正を実施したほか、摘発体制の強化を始めとする総合的な不法滞在対策を強力に推進し、安全かつ安心な社会の実現に貢献しており、その必要性・効率性・有効性が認められる。</p> <p>2 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の増進          現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を増進し、観光立国実現に貢献することが求められているところ、入国審査待ち時間短縮に向けた取組が一定の成果を挙げており、その必要性・効率性・有効性が認められる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>1 不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組          新たな在留管理制度の導入に向けた取組及び不法滞在者等対策を引き続き着実に進めていくことで、不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けて取り組んでいく予定である。</p> <p>2 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の増進          最長待ち時間を年平均で20分以下に維持できるよう、今後も待ち時間の短縮に有効と考えられる事前旅客情報システム、セカンダリ審査等の効率的な実施、自動化ゲートの積極的な利用の促進を推進していくこととする。また、入国審査官の機動的配置が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を図っていく予定である。          さらに、船上入国審査及び審査ブースコンシェルジュの配置の拡大を実施し、バイオメトリクス機器の機能強化のための調査研究を行うことで、システム運用の効率化を図るとともに審査時間の短縮化につなげる予定である。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」	平成20年12月22日	「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・(以下略)」
	「経済財政改革の基本方針2009」	平成21年6月23日	「国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成、世界からのアクセス抜本改善((中略)空港審査待ち時間の短縮等)(以下略)」

## 平成 2 1 年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

<b>施 策 名</b>	法務行政における国際協力の推進 (評価書213頁)	<b>政策体系上の位置付け</b> VI-13-(2)
<b>施 策 の 概 要</b>	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査、並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。	
<b>予 算 額</b>	平成21年度予算額：184百万円	<b>評 価 方 式</b> 実績評価方式
<b>施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>[達成目標 1 及び 2]</p> <p>達成目標に掲げた各指標については、いずれも目標を達成できたと評価できる。開発途上国から我が国に対する支援要請はますます高まっており、また、これらの国に対するキャパシティ・ビルディング支援を行うことは国連を含む国際社会から強く要請されており、G8 共通の目標ともなっている。国連アジア極東犯罪防止研修所は、我が国と国連との間の協定に基づき、刑事司法分野における国際研修等を実施する目的で設置された機関であるため、国際社会に対しこれらの研修等を提供していく責務がある。これらを踏まえると、本施策を実施する必要性はますます高まっている。</p> <p>国際研修・セミナーでは開発途上国を中心に多数の国から参加が得られ、また質の高い内容の研修を行うことにより、効率的な研修を実施することができた。また、同研修所が参加した会議はいずれも国連主催の重要な会議であり、国連の犯罪防止施策の強化に寄与するとともに、効率的に人的ネットワークを拡充することができた。これらを踏まえ、本施策は効率的であったと考えられる。</p> <p>アンケートの結果、参加した研修員の満足度は、90パーセントを超えている。また、本施策において実施した、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、同地域内の各国が今後取り組むべき課題を示す勧告を採択するなどの成果を得た。さらに、国際会議の出席によって得られた情報及び人的ネットワークは今後の国際研修の運営等に役立つことが期待できる。これらを踏まえると本施策は有効であったと考えられる。</p> <p>[達成目標 3 から 6]</p> <p>達成目標に掲げた各指標については、いずれも目標を達成できたと評価できる。法制度整備支援は、国内外において高い関心を集めており、政府においても、平成21年 4 月に「法制度整備支援に関する基本方針」が策定された。法制度整備支援は、国際社会の平和と安全に貢献するものであり、このような貢献をすることは国際社会の一員としての我が国の義務でもある。これらを踏まえると本施策を実施する必要性はますます高まっている。</p> <p>法制度整備支援の実施に当たっては、その効果が最大限になるよう、短期・長期専門家の派遣、本邦及び現地における研修・セミナーの開催等の多様な手法を組み合わせる支援を実施し、ベトナムでは我が国が起草支援した国家賠償法が成立するなどの大きな成果を挙げたことから、本施策は効率的に実施できたと考えられる。</p> <p>アンケートの結果、参加した研修員の満足度は、90パーセント以上を超えている。また、上記のとおり、ベトナムにおいて国家賠償法が成立するなど大きな成果を挙げている。さらに法制度整備支援は、支援対象間で相互の信頼を醸成し、ひいては我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものである。これらを踏まえると本政策の実施は有効であったと考えられる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>以上の評価結果を踏まえ、本施策を継続して実施することとした。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p> <p>以下のとおり。</p>	



<b>達成目標 1</b>	犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。				
指標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	9回 (H20年度 9回)
指標 2	研修の参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	162人 (H20年度 162人)
指標 3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	80%以上	測定結果	アンケートの結果、満足度は90%以上
<b>達成目標 2</b>	国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。				
指標 1	国際会議への参加回数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	4回 (H20年度 3回)
指標 2	国際会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	8人 (H20年度 4人)
<b>達成目標 3</b>	開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環として行う国際研修を実施する。				
指標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	12件 (H20年度 11件)
指標 2	研修の参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	100人 (H20年度 114人)
指標 3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	80%以上	測定結果	アンケートの結果、満足度は90%以上
<b>達成目標 4</b>	法制度整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。				
指標 1	諸外国への調査職員への派遣件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	5件 (H20年度 3件)
指標 2	諸外国からの研究員の招へい人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	13人 (H20年度 8人)
<b>達成目標 5</b>	法制度整備支援に関し、支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家を派遣する。				
指標 1	専門家の派遣依頼件数に係る対応率	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	100% (依頼件数 9件)
指標 2	専門家の派遣依頼人数に係る対応率	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	100% (依頼人数 11件)
<b>達成目標 6</b>	法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。				
指標 1	会議の開催回数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	1回 (H20年度 1回)
指標 2	会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	109人 (H20年度 121人)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	我が国法制度整備支援に関する基本的な考え方	平成20年1月30日 第13回海外経済協力会議	・・・法制度整備支援は・・・海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的にすすめていくべきである。
	法制度整備支援に関する基本方針	平成21年4月22日 第21回海外経済協力会議	・・・法制度整備支援は・・・我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための友好なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。
	G8司法・内務大臣会議総括宣言	平成20年6月11日～13日 東京会議	・・・我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。
	キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言	平成20年6月11日～13日 東京会議	・・・キャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性にかんがみ、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

## 平成 2 1 年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成24年度（平成22年度は中間報告） 担当部局名：民事局総務課

施 策 名	登記情報システム再構築事業 (評価書227頁)		政策体系上の位置付け Ⅲ－9－(1)												
施 策 の 概 要	登記情報システムについて、柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、行政サービスの向上とコスト削減を図る。														
予 算 額	平成21年度予算額：38,007百万円	評 価 方 式	実績評価方式												
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>現行の登記情報システム（以下「現行システム」という。）は、メインフレームを中心とし、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、オープン市場で安価なハード・ソフトを選択できず、新たな情報処理技術の活用も困難な状況にある。そこで、柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高い新たなシステム（以下「次期システム」という。）へ移行することにより、行政サービスの向上とコスト削減を図る必要がある。</p> <p>本施策については、単にメインフレームをオープンシステムに置き換えるだけでなく、システムの設置箇所数を削減するなど、コスト効率に配慮している。</p> <p>本施策は、「登記情報システム業務・システム最適化計画」（平成16年11月19日法務省情報化統括責任者（CIO）決定、平成19年11月7日法務省情報化推進会議改定）に従って、現行システムを次期システムへ切り替えることにより、運用経費の削減が見込めるとの考えから、当該経費の削減を達成目標とし、全登記所数における次期システムへの切替登記所数の割合により、目標の達成度合いを判定することとしている。</p> <p>平成21年度に次期システムへの切替えを完了した登記所数は、461庁中307庁（登記所数は平成22年4月1日現在）であり、同年度の目標値約60パーセントに対し、実績値は67パーセントであったため、目標値を達成した。</p> <p>なお、平成22年度においては、全登記所において次期システムへの切替えを完了する予定であり、最終目標値（100パーセント）を達成できる見込みである。</p> <p><b>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</b> 引き続き最適化計画を踏まえ、これに沿った本施策を実施していく予定である。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p> <p>平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減することを達成目標とし、全登記所数における次期システムへの切替登記所数の割合を測定指標とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>目標期間 (平成20～22年度)</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度 (達成年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>約30%</td> <td>約60%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>9%</td> <td>67%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			目標期間 (平成20～22年度)	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)	目標値	約30%	約60%	100%	実績値	9%	67%	
目標期間 (平成20～22年度)	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)												
目標値	約30%	約60%	100%												
実績値	9%	67%													
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）												
	電子政府推進計画	平成18年8月31日 決定（平成20年12 月25日一部改定）	各府省は、最適化対象の業務・システムについて、最適化指針及び最適化計画に基づき最適化を実施し、可能な限り早期に経費や業務処理時間の削減などの効果を発現する。												

## 平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年度（平成22年度は中間報告） 担当部局名：民事局民事第二課

<b>施策名</b>	地図管理業務・システムの最適化事業 (評価書232頁)	<b>政策体系上の位置付け</b> Ⅲ－9－(1)																								
<b>施策の概要</b>	従来の紙による地図管理業務を見直し、コンピュータ処理を可能とする地図情報システムを全国展開することにより、事務処理の効率化を図るとともに国民の利便性を向上させる。																									
<b>予算額</b>	平成21年度予算額：14,408百万円	<b>評価方式</b> 実績評価方式																								
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b> 〔達成目標1及び2〕 平成21年度においては、地図等のデータ作成・移行作業を実施し、同年度末までに、全登記所のうち約83パーセントの登記所について地図情報システムを導入しており、目標を達成している。</p> <p>また、平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費の年当たりの平均は、平成17年度と同経費と比較して、年間約4億円削減されており、目標を達成している。</p> <p><b>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</b> 地図情報システムの導入は、予定どおり進められており、現時点においては、特段の問題及び課題等は存在しない。引き続き「地図管理業務の業務・システム最適化計画」を踏まえ、これに沿った事業を実施していく予定である。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b> (達成目標) ①平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了 ②地図情報システムの運用経費を年間約3億円程度削減 (目標期間) ①平成18年度から同22年度、②平成18年度から同21年度 (測定指標、測定結果等) ①全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合を100%とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;">平成18年度</th> <th style="text-align: center;">平成19年度</th> <th style="text-align: center;">平成20年度</th> <th style="text-align: center;">平成21年度</th> <th style="text-align: center;">平成22年度 (達成年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">15%</td> <td style="text-align: center;">35%</td> <td style="text-align: center;">60%</td> <td style="text-align: center;">80%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">16% (90)</td> <td style="text-align: center;">36% (182)</td> <td style="text-align: center;">63% (311)</td> <td style="text-align: center;">83% (381)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費を、地図管理システムから地図情報システムへの移行が開始される前の平成17年度と比較して、年間約3億円削減する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成18年度～21年度の平均（目標期間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">目標値（削減額）</td> <td style="text-align: center;">約3億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実績（削減額）</td> <td style="text-align: center;">約4億円</td> </tr> </tbody> </table>		年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)	目標値	15%	35%	60%	80%	100%	実績	16% (90)	36% (182)	63% (311)	83% (381)		平成18年度～21年度の平均（目標期間）		目標値（削減額）	約3億円	実績（削減額）	約4億円
年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)																					
目標値	15%	35%	60%	80%	100%																					
実績	16% (90)	36% (182)	63% (311)	83% (381)																						
平成18年度～21年度の平均（目標期間）																										
目標値（削減額）	約3億円																									
実績（削減額）	約4億円																									
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b> 電子政府推進計画	<b>年月日</b> 平成18年8月31日 決定（平成20年12月25日一部改定）	<b>記載事項（抜粋）</b> 各府省は、最適化対象の業務・システムについて、最適化指針及び最適化計画に基づき最適化を実施し、可能な限り早期に経費や業務処理時間の削減などの効果を発現する。																							

## 平成21年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成25年度（平成22年度は中間報告） 担当部局名：入国管理局総務課入国管理企画官室

<b>施策名</b>	出入国管理業務の業務・システムの最適化 (評価書237頁)	<b>政策体系上の位置付け</b> V-12-(1)												
<b>施策の概要</b>	出入国審査，在留審査及び退去強制等に関する外国人入国管理システムを始めとした各種システムについて，いわゆるレガシーシステムからオープンシステムに刷新する。													
<b>予算額</b>	平成21年度予算額：9,862百万円	<b>評価方式</b> 実績評価方式												
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため，現行の業務・システムを見直す一方で，費用対効果の向上に留意しつつ，IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ，より一層の業務の効率化・合理化を図ることは社会のニーズに合致している。加えて，出入国管理行政を取り巻く環境は日々大きく変化しているところであり，利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより，観光立国実現のための入国審査の円滑化のためにも，本事業を現時点で優先して行う必要がある。</p> <p>また，出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直面している入国管理局としては，一層の業務の効率化・合理化を図るため，現行の業務・システムを見直す一方で，費用対効果の向上に留意しつつ，ITを最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。</p> <p>さらに，「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」における最適化工程表の工程どおりに取り組んでおり，平成21年度における取組は妥当であるほか，目標達成に向けた取組が着実に進展しており，所期の事業効果が得られているものと評価できる。</p> <p>以上のことから，その必要性・効率性・有効性が認められる。</p> <p><b>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</b></p> <p>引き続き，平成24年度に導入する新たな在留管理制度の実施及び従来機能の拡充のためのシステム開発・設計等を実施していくこととしている。</p> <p><b>【達成すべき目標，測定指標，目標期間，測定結果等】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><b>達成目標</b></td> <td colspan="3">出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い，システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成23年度までの目標）（成果重視事業）</td> </tr> <tr> <td><b>指標</b></td> <td style="width: 35%;">いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果</td> <td><b>目標値等</b></td> <td>オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて，現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し，個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">測定結果 —</td> </tr> </table>		<b>達成目標</b>	出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い，システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成23年度までの目標）（成果重視事業）			<b>指標</b>	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	<b>目標値等</b>	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて，現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し，個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。				測定結果 —
<b>達成目標</b>	出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い，システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成23年度までの目標）（成果重視事業）													
<b>指標</b>	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	<b>目標値等</b>	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて，現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し，個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。											
			測定結果 —											
<b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b>	<b>施政方針演説等</b>	<b>年月日</b>	<b>記載事項（抜粋）</b>											